

高岡地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例

平成5年3月29日条例第9号

改正 平成17年11月1日条例第2号

改正 令和5年3月1日条例第2号

高岡地区広域圏事務組合の職員の定年等については、高岡市職員の定年等に関する条例（平成17年高岡市条例第33号。以下「高岡市条例」という。）の規定の例による。この場合において、高岡市条例第13条中「市がその組織に加わっている一部事務組合又は広域連合」とあるのは「高岡地区広域圏事務組合を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合職員の定年等に関する条例（昭和60年高岡地区公害センター組合条例第1号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月1日条例第2号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（令和5年2月24日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行に伴う経過措置については、高岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年高岡市条例第34号。以下「高岡市改正条例」という。）附則の規定の例による。この場合において、高岡市改正条例附則第10項中「組合（市がその組織に加わっている一部事務組合又は広域連合をいう）」とあるのは「組織団体（高岡地区広域圏事務組合を組織する地方公共団体をいう）」と、附則第11項、附則第16項及び附則第17項中「組合」とあるのは「組織団体」と読み替えるものとする。